

新 旧 対 照 表

改 正 後					改 正 前				
中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書					中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書				
(平成 年分) 氏名 _____					(平成 年分) 氏名 _____				
	本年分の試験研究費の額 ①	円	中小企業者税額控除限度額 ②	円	本年分の試験研究費の額 ①	円	中小企業者税額控除限度額 ②	円	円
中に小係企業者別の試験研究の	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12又は15}{100}$)				中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12又は15}{100}$)				
研究の	事業所得に係る税額 ③		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円	事業所得に係る税額 ③		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円	円
費算	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)		繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑩-⑫)	円 (赤字のときは0)	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)		繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑩-⑫)	円 (赤字のときは0)	円
中	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額 (当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)		差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額 (当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)		差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円	円
小	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額 ⑦		繰越中小企業者税額控除額 (⑬と⑭のいずれか少ない方の金額)	円	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額 ⑦		繰越中小企業者税額控除額 (⑬と⑭のいずれか少ない方の金額)	円	円
企	特別償却実施額 (⑥-⑦) ⑧		所得税額の特別控除額 (⑤+⑮)	円	特別償却実施額 (⑥-⑦) ⑧		所得税額の特別控除額 (⑤+⑮)	円	円
業	本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑧) ⑨				本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑧) ⑨				
者									
別									
の									
控									
除									
計									
算									
度									

(平成15年分以降用)

(平成15年分以降用)